

1. 目的： 今年度予定している届出に係る改正事項(オンライン届出の拡充・届出様式の改正)について、施行事前に周知。

2. 開催時期： R7.12月～R8.1月

3. 実施方法： WEB配信セミナー(内閣府から配信)

4. 対象団体： 特別注視区域が所在する都道府県の全日本不動産協会会員企業。

5. 周知事項

5-1 オンライン届出の拡充

現状、書面による届出としている以下について、オンライン届出が可能となる運用改善を検討中。(運用開始はR8.2月～3月を予定。)

- 届出の対象となる土地又は建物が共有の場合。(売主又は買主が複数の場合)
- 届出の対象となる土地又は建物が複数の場合。**▶▶11月より20筆個までのオンライン届出が可能となる予定。**
- 届出の対象となる契約の当事者以外の者が届出を行う場合。

※参考…R6キャラバンにおいて、「仲介業者が取引当事者に代わって届出をする場合も、オンラインで対応できるようにして欲しい」等、届出の簡便性向上についての要望あり。

5-2 届出様式の改正(R8.3施行予定)

- 譲り受け予定者等が法人である場合で、代表者が外国籍である場合や、同一の国籍を有する者が役員や議決権の過半数を占める場合等について、その国籍等を届出対象とする改正。
- 利用目的について、これまでの自由記載を改め、選択式とする改正。